

IV 届出について

1 各種届出の方法

(1) 届出を要する場合

- ・ 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設を設置等する場合
- ・ 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事のうち、以下の排出等作業（届出対象特定工事）を施工する場合
 - ア 吹付け石綿（いわゆるレベル1建材）
 - イ 石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材（いわゆるレベル2建材）

(2) 届出対象者

- ①ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般・特定粉じん発生施設、水銀排出施設
- ア 個人営業のときは事業主
 - イ 法人のときは代表者
- なお、届出者が代表権を有しない場合には代表者の委任状が必要です。

②特定粉じん排出等作業（届出対象特定工事の場合のみ）

建設工事の発注者又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（①のア、イと同様）

(3) 届出事項

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般・特定粉じん発生施設、水銀排出施設の届出の種類に応じた所定の様式及び特定粉じん排出等作業の所定様式について、各欄とも記載もれのないよう正確に記入して下さい。（「V 届出書の記入方法及び記入例」参照）

(4) 届出書の提出部数等

届出書は正本にその写し1通を添えて提出して下さい。

①ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設及び水銀排出施設

2施設以上届出するときには、同一の工場又は事業場に設置され、その種類が同一である場合に限り、1つの届出書により届出できます。

②特定粉じん発生施設

2施設以上届出するときには、同一の工場又は事業場に設置される場合に限り、1つの届出書により届出できます。

③特定粉じん排出等作業（届出対象特定工事の場合のみ）

2つ以上の作業の届出をするときは、同一の建築物について行われる場合に限り、1つの届出書により届出できます。

(5) 届出書の提出時期

①ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の設置、構造等変更届出について

設置、構造等変更の実施についての制限期間が60日であるため、工事着手予定日の60日以上前に余裕を持って提出して下さい。

※制限期間…届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、届出に係るばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の設置、構造等変更をしてはならない。

②一般粉じん発生施設の設置、構造等変更届出について

工事着手日以前に提出して下さい。

③ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設に係るその他届出について

氏名等の変更、施設の使用廃止及び承継については、その事実があった日から30日以内に提出して下さい。

④特定粉じん排出等作業について（届出対象特定工事の場合のみ）

作業開始日の14日前までに提出して下さい。

(6)届出書の提出場所

施設を設置（特定粉じん排出等作業を実施）する市町村が属する（総合）振興局に提出して下さい。但し、札幌市、旭川市、函館市、小樽市、室蘭市及び苫小牧市において（小樽市、室蘭市及び苫小牧市に設置する工場を除く。）は当該市に提出して下さい。

また、北斗市において一般粉じん・特定粉じん発生施設を設置（特定粉じん排出等作業を実施）する場合、鹿追町において揮発性有機化合物排出施設を設置する場合は当該市町村に提出して下さい。

(7)届出の受理

届出書は（総合）振興局等において形式審査が行われます。その結果、届出書に記載もれ、誤記、書類や図面の添付もれ等の不備がないときは受理されます。

(8)計画変更命令等

届出の受理後、内容審査の結果、ばい煙発生施設については、ばい煙量又はばい煙濃度が排出基準に適合しないと認められるとき、揮発性有機化合物排出施設については、揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認められるとき、特定粉じん発生施設については、大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認められるとき、水銀排出施設については、水銀濃度が排出基準に適合しないと認められるときは、届出を受理した日から60日以内に限り、施設の構造、使用の方法、処理の方法等に関する計画の変更、又は施設の設置等に関する計画の廃止を命ぜられます。（法第9条、第17条の8、第18条の8、第18条の31）

特定粉じん排出等作業については、第18条の15第1項第3号ロに掲げる事項（特定粉じん排出等作業の方法が規定された方法により行わない場合は、その理由）があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、建築物等が倒壊するおそれがある場合又は規定された方法により行うことが技術上著しく困難な場合に該当しないと認めるときは、届出を受理した日から14日以内に、特定粉じん排出等作業を規定された方法により行うことを命ぜられます（法第18条の18第1項）。

また、作業の方法が作業基準に適合しないと認められるときは、届出を受理した日から14日以内に限り、作業の方法に関する計画の変更を命ぜられます（法第18条の18第2項）。

(9)光ディスクによる手続

各届出書の各欄に掲げる事項を記載した光ディスク及び光ディスク提出書（様式第6の2）により、届出書による届出に代えることができます。（規則第13条の2）

2 届出の種類と方法

(1) ばい煙発生施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
設置届 (法第6条)	工事着手予定日の60日以前	届出様式	添付書類
		様式第1 別紙1 別紙2 別紙3	①ばい煙発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②ばい煙処理施設の構造とその寸法を記入した概要図 (煙突だけの場合もその概略図) ③ばい煙発生及びばい煙の処理に係る操業系統の説明概要図 ④ばい煙発生施設とばい煙処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑤煙道の排ガス測定口の設置箇所を示した図面 ⑥工場・事業場付近見取図 ⑦ばい煙の発生に係る原材料及び燃料の性状分析表 ⑧ばい煙等の計算書
使用届 (法第7条)	新たに施設となった日から30日以内	※変更のない部分	①変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
構造等変更届 (法第8条)	工事着手予定日の60日以前	は省略できる	
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第11条)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第11条)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第12条第3項)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(2) 揮発性有機化合物排出施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
設置届 (法第17条の5)	工事着手予定日の60日以前	届出様式	添付書類
		様式第2 別紙1 別紙2	①揮発性有機化合物排出施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②揮発性有機化合物発生及び処理に係る操業系統の説明概要図 ③揮発性有機化合物排出施設及び処理施設等の工場・事業場配置図 ④揮発性有機化合物の処理施設の構造とその寸法を記入した概要図 ⑤揮発性有機化合物の排出濃度の測定場所の図面とその選定理由書 ⑥揮発性有機化合物に係る原材料及び排出ガス成分分析表 ⑦揮発性有機化合物の計算書 ⑧工場・事業場付近見取図
使用届 (法第17条の6)	新たに施設となった日から30日以内	※変更のない部分	①変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
構造等変更届 (法第17条の7)	工事着手予定日の60日以前	は省略できる	
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第17条の13)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第17条の13)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第17条の13)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(3) 一般粉じん発生施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式	添付書類
設置届 (法第18条)	工事着手日以前	様式第3及び別紙1(コークス炉) 別紙2(堆積場) 別紙3(コンベア) 別紙4(破碎機、摩砕機、ふるい)のうち該当するもの	①一般粉じん発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②一般粉じん処理施設及び一般粉じんの飛散を防止するための装置の構造とその寸法を記入した概要図 ③一般粉じんの発生及びの処理に係る操業系統の説明概要図 ④一般粉じん発生施設及び処理施設等の工場・事業場配置図 ⑤工場・事業場付近見取図
			※変更のない部分は省略できる
使用届 (法第18条の2)	新たに施設となった日から30日以内		
構造等変更届 (法第18条第3項)	工事着手日以前		
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第18条の13)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第18条の13)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第18条の13)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(4) 特定粉じん発生施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式	添付書類
設置届 (法第18条の6)	工事着手予定日の60日以前	様式第3の2 別紙1 別紙2 別紙3	①特定粉じん発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②特定粉じん処理施設及び特定粉じんの飛散を防止するための装置の構造とその寸法を記入した概要図 ③特定粉じんの発生及びの処理に係る操業系統の説明概要図 ④特定粉じん発生施設及び処理施設等の工場・事業場配置図 ⑤工場・事業場付近見取図 ⑥特定粉じんの濃度の測定場所の図面とその選定理由
			※変更のない部分は省略できる
使用届 (法第18条の7)	新たに施設となった日から30日以内		
構造等変更届 (法第18条の6第3項)	工事着手予定日の60日以前		
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第18条の13)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第18条の13)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第18条の13)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(5) 特定粉じん排出等作業

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式	添付書類
実施届 (第18条の17第1項)	作業開始日の14日以前	様式第3の5 別紙	①特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図及び付近見取図 ②特定粉じん排出等作業の対象となる建築物部分について、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入した見取図 ③作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図(主要寸法、隔離された作業場の容量(m ³)、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入) ④特定工事の工程の概要を示した工事工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの。

(6) 水銀排出施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
設置届 (法第18条の28)	工事着手予定日の60日以前	届出様式	添付書類
		様式第3の6 別紙1 別紙2 別紙3	
使用届 (法第18条の29)	新たに施設となった日から30日以内	※変更のない部分は省略できる	①水銀排出施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②水銀処理施設の構造とその寸法を記入した概要図 ③水銀排出及び水銀の処理に係る操業系統の説明概要図 ④水銀排出施設と水銀処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑤煙道の排ガス測定口の設置箇所を示した図面 ⑥工場・事業場付近見取図 ⑦水銀排出に係る原材料及び燃料の性状分析表 ⑧水銀濃度の計算書(実測値が得られない場合)
構造等変更届 (法第18条の30)	工事着手予定日の60日以前		①変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第18条の36)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第18条の36)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第18条の36)	承継のあった日から30日以内	様式第6	